

地域の関係者が連携して食品アクセスに取り組む体制づくりを支援します！

～令和5年度補正 食品アクセス緊急対策事業〈I型〉～

近年、買い物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない方が増えているなど、いわゆる「食品アクセス」の問題が顕在化しているところ、地域関係者が連携して食品アクセスに取り組む体制づくりを支援します。

支援内容※1

1. 地域の関係者（例：地方公共団体、生産者、食品事業者、物流事業者、フードバンク、こども食堂、社会福祉協議会等）が連携して組織する協議会の設置※2

〔取組例〕

○経済的困窮者への食支援が不十分な地域において、関係者が一堂に会し、食品事業者やフードバンク、こども食堂等の間の連携について話し合う協議会を設置したい！

○買い物困難者が多い地域において、当該地域への輸送を担う事業者をはじめ、地域の関係者が課題や解決策について話し合う協議会を設置したい！

地域協議会の活動経費、会議開催経費を支援します。

2. 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置※3

〔取組例〕

○協議会の構成員への幅広い参画や地域内の円滑な体制構築のためにコーディネーターを配置したい！

○具体的な取組を実行するにあたって、関係省庁や関係自治体との調整を行うためにコーディネーターを配置したい！

コーディネーターの活動経費を支援します。

3. 地域における食品アクセスの現状・課題の調査※3

〔取組例〕

○地域の経済困窮者等の分布や食品事業者等における食品ロスの活用状況を調査したい！

○地域内の食品事業者とフードバンク・こども食堂等のマッチングの現状・ニーズを調査したい！

食品アクセスに関する調査経費を支援します。

※1 事業終了後に、その後の地域の課題解決に向けた5か年実行計画を作成すること。

※2 都道府県又は市町村が構成員として参画すること。

※3 2と3は1に付随して実施すること。

補助事業者※4	事業期間	補助率
都道府県、市町村 農業協同組合、農業協同組合連合会 消費生活協同組合、消費者生活協同組合連合会 社会福祉協議会	最大3年間	定額 (上限:1,000万円/年、1,500万円/地域) * 2年目は3/4、3年目は1/2

※4 ここに掲げる補助事業者は地域協議会に関する事務を担う団体として国から補助を受けることができる主体であり、これら以外に右のイメージに例示している団体等も地域協議会の構成員として参画することが認められます。

地域協議会イメージ



【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
電話 03-3502-5723(直通)

経費の詳細については、以下よりご確認ください。

令和5年度補正 食品アクセス緊急対策事業

検索

→裏面に続く。

食品アクセスの課題解決に向けた取組を支援します！

～令和５年度補正 食品アクセス緊急対策事業〈Ⅱ型〉～

食品アクセスの課題解決に向けた以下の取組を支援します。

支援内容

１．食品アクセス困難者への食料提供の充実

〔取組例〕

○経済的困窮者への食料提供の拡充に向けた配送ルート进行调查したい！

○こども食堂、フードバンク等の設立・取組拡大にあたって、生鮮食品を提供するために必要な冷蔵庫・倉庫を導入したい！

食料提供を行う団体の新規設立、既存団体の取組拡大に係る厨房設備、配送車両、冷凍・冷蔵保管設備等のリース経費、求人費、研修費、調査費等を支援します。

２．国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進

（１）食品アクセスの質の向上

〔取組例〕

○地場産物・産地のPR活動がしたい！

PRのためのコンテンツ等作成に係る経費や消費者向けのプロモーション等に係る経費等を支援します。

〔取組例〕

○農林漁業体験の機会の提供をしたい！

農林漁業体験の機会の提供に係る経費、現地検討会等に係る経費等を支援します。

〔取組例〕

○学校給食に地元食材の提供をしたい！

地元食材を活用した献立開発に係る経費、地元食材に関する講習費等を支援します。

〔取組例〕

○郷土料理の調理講習会や講義等を実施したい！

調理講習会等に係る経費、啓発資材作成費、食材費等を支援します。

〔取組例〕

○こども食堂などでの共食の場を提供したい！

共食の場の提供に係る経費、啓発資材作成費、食材費等を支援します。

（２）食品アクセスを支える消費行動の促進に向けた啓発・広報活動

〔取組例〕

○廃棄されてしまう食材の活用など、持続可能性に配慮して行っている取組をPRしたい！

情報発信のためのコンテンツ等作成に係る経費や消費者向けの普及啓発等に係る経費等を支援します。

【留意点】

○ **食材費(教材費)に関する補助金の上限額**は、以下のとおりです。

事業項目	事業費の上限額	1人当たりの上限額
共食の場の提供費	300万円 (補助上限額150万円)	1,000円
その他の項目	150万円 (補助上限額75万円)	1,000円

補助事業者	事業期間	補助率
都道府県※５	単年度	１／２

※５ Ⅱ型の補助事業者は都道府県ですが、具体的な事業実施主体は市町村や民間団体等を想定しています。なお、都道府県自らが事業実施主体になることも可能です。